



2025年3月25日

各 位

会 社 名 n m s ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 河野 寿子
 (コード：2162 東証スタンダード)
 問合せ先 執行役員 経理部長 川村 岳生
 (TEL：03-5333-1711 (代表))

(開示事項の経過)

自己株式の処分の差止め仮処分の申立て却下に対する
 株主からの即時抗告の棄却決定に関するお知らせ

当社が、2025年3月21日付「株主による自己株式の処分の差止め仮処分の申立て却下の決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東京地方裁判所は、2025年3月21日、株式会社ワールドホールディングス(以下、ワールドホールディングス)を処分先とする第三者割当による自己株式の処分(以下、本第三者割当)について、当社の株主から本第三者割当の差止め請求に係る仮処分の申立て(以下、本申立て)を却下する旨の決定(以下、本却下決定)を行いました。

本却下決定に対して、当社の株主が本却下決定に対する即時抗告(以下、本即時抗告)の申立てを行い、東京高等裁判所は、本日、本即時抗告を棄却する旨の決定(以下、本棄却決定)を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本即時抗告の申立て及び本棄却決定に至った経緯

当社が2025年3月10日付開催の取締役会において決議いたしました、ワールドホールディングスを割当先とした第三者割当による普通株式3,719,700株の自己株式の処分(本第三者割当)に対し、当社株主である小野文明氏より、東京地方裁判所に対し2025年3月17日付で本申立てがなされておりましたが、2025年3月21日、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定(本却下決定)を行いました。

小野文明氏は、本却下決定を不服として、東京高等裁判所に対し、2025年3月21日付で本即時抗告の申立てを行いました。東京高等裁判所は、本日付で、本即時抗告を棄却する旨の決定(本棄却決定)をし、当社は、本日、本棄却決定の決定書を受領いたしました。

2. 本即時抗告の申立てをした株主の概要

(1) 名 称	小野 文明
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市都筑区
(3) 所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	3,638,000 株 (23.23%)

(注) 所有比率は、2024年9月30日現在の株主名簿を基準として発行済株式総数(同日現在の自己株式6,067,900株、2025年2月28日付で当社が同氏より無償取得した42,000株及び2025年3月7日付で当社が当社取締役より無償取得した20,000株を除きます。)に対する保有株式数の割合を記載しております。

3. 本即時抗告の申立て及び本棄却決定がなされた裁判所及び年月日

(1) 本即時抗告の申立て及び本棄却決定がなされた裁判所

東京高等裁判所

(2) 本即時抗告の申立て及び本棄却決定がなされた年月日

本即時抗告の申立て： 2025年3月21日

本棄却決定： 2025年3月25日

4. 本棄却決定の内容

(1) 本即時抗告を棄却する。

(2) 抗告費用は抗告人（小野文明）の負担とする。

5. 今後の見通し

本第三者割当については、この度の裁判所での決定のとおり適法かつ適切なものであり、当社は予定通り実行してまいります。本第三者割当の詳細につきましては、2025年3月10日付プレスリリース「資本業務提携、第三者割当による自己株式の処分並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以上